

平成 29 年 2 月

第 21 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目 次

< 条例 >

- 議案第 2 4 号 尼崎市自転車のまちづくり推進条例について
- 議案第 2 5 号 みんなの尼崎城基金条例について
- 議案第 2 6 号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 7 号 尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 8 号 尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 9 号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 0 号 尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 1 号 尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 2 号 尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 3 号 尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 4 号 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 5 号 尼崎市障害者介護給付費等審査会条例について
- 議案第 3 6 号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 7 号 尼崎市農業委員会の委員の定数を定める条例について
- 議案第 3 8 号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 9 号 尼崎市立尼崎稲葉荘団地の設置及び管理に関する条例について
- 議案第 4 0 号 尼崎市営住宅等審議会条例について
- 議案第 4 1 号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 2 号 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び

基準に関する条例の一部を改正する条例について

< その他 >

- 議案第 4 3 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 4 4 号 土地の交換について
- 議案第 4 5 号 指定管理者の指定について（尼崎市立第 2 老人福祉工場及び尼崎市立第 3 老人福祉工場）
- 議案第 4 6 号 指定管理者の指定について（尼崎市立あこや学園）
- 議案第 4 7 号 指定管理者の指定について（尼崎市立身体障害者福祉会館）
- 議案第 4 8 号 指定管理者の指定について（尼崎市立たじかの園）
- 議案第 4 9 号 指定管理者の指定について（尼崎市立身体障害者福祉センター）
- 議案第 5 0 号 指定管理者の指定について（尼崎市尼崎学園）
- 議案第 5 1 号 指定管理者の指定について（尼崎市立青少年体育道場）
- 議案第 5 2 号 尼崎市農業共済事業特別積立金の取崩しについて
- 議案第 5 3 号 尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について
- 議案第 5 4 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
- 議案第 5 5 号 工事請負契約の変更について（港橋耐震補強（その 1）工事）

条 例

議案第 24 号

尼崎市自転車のまちづくり推進条例について

尼崎市自転車のまちづくり推進条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 20 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市自転車のまちづくり推進条例

私たちのまち尼崎は、高低差が少ない平坦な地形であるという地理的特徴に加え、市域全体の市街化が進んだことにより、道路網が整備され、多くの鉄道の駅、商業施設、医療施設、福祉施設、官公庁施設等がコンパクトに立地しているなど、自転車の利用に適した環境が整っているため、市民の身近で手軽な交通手段として、自転車が多く利用されています。

しかし、その一方で、自転車の利用に関する事故や自転車に関する犯罪、放置自転車の問題が発生するなど、自転車の利用等に関する課題が顕在化しました。これらの課題は、昨今、市、市民、事業者等による長年の地道な取組によって少しずつ解決が図られていますが、私たちは、今後もより一層これらの課題の解決に向けて努力していく必要があります。この努力とともに、私たち一人ひとりが、自転車を、その利便性だけでなく、経済的、環境的、健康的な効用といった魅力を再認識して利用することにより、自転車が単なる交通手段にとどまらず、様々な魅力を生み出すものとして親しまれ、ひいては子どもから高齢者までの全ての市民等が安全と安心を実感することができる尼崎のまちづくりに大きく貢献するものと考えます。

ここに、私たちは、市、市民、事業者等が相互に協力して、本市の区域内における自転車の利用を課題から魅力へと転換させることに取り組み、私たちのまち尼崎を、自転車の利用において、安全で快適なまち、楽しめるまち、愛されるまちにすることを決意し、自転車のまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、本市における自転車のまちづくりに関し、市、市

民等、事業者、教育事業者等及び自転車小売業者等の責務を明らかにするとともに、自転車のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自転車のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車のまちづくり 全ての市民等が自転車を安全で快適な交通手段として安心して利用することができるまちをつくるため、市民等、事業者、教育事業者等及び自転車小売業者等が自転車の安全適正利用に取り組むとともに、これらの者及び市が協力して、本市の区域内における自転車の利用を本市の魅力とするために必要な活動に取り組むことをいう。
- (2) 市民等 市民（本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう。）、本市の区域内に滞在する者及び本市の区域内を通行する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体（教育事業者等及び自転車小売業者等を除く。）をいう。
- (4) 教育事業者等 本市の区域内に存する学校その他の施設において児童等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。以下同じ。）に対する教育の事業を行う者及び児童等に対するスポーツその他の活動の指導を行う団体をいう。
- (5) 自転車小売業者等 本市の区域内で自転車の販売、修理又は貸出しを業として行う者をいう。
- (6) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (7) 自転車の安全適正利用 次に掲げる行為をいう。
 - ア 自転車の利用に関する事故等により自他の生命、身体及び財産に損害を与えないように自転車を利用すること。
 - イ 自転車の盗難その他の自転車に関する犯罪（以下「自転車関連

犯罪」という。)の被害を防止するための対策を講ずること。

ウ 迷惑駐輪(他人に迷惑を及ぼすおそれがある態様で自転車を駐車させることをいう。以下同じ。)その他の他人に迷惑を及ぼすおそれがある態様での自転車の利用をしないこと。

エ 自転車を利用する目的に応じ、必要以上に自転車を利用しないこと。

(市の責務)

第3条 市は、自転車のまちづくりの推進に関する施策(以下「推進施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自転車の安全適正利用について、家族その他の身近な人と共に理解を深め、及びその実践に主体的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育事業者等及び自転車小売業者等の責務)

第6条 教育事業者等及び自転車小売業者等は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

2 教育事業者等及び自転車小売業者等は、積極的に自転車のまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

(推進計画)

第7条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、自転車に関するまちづくりについて知識経験を有する者、市民その他市長が適当と認める者(以下「学識経験者等」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表するも

のとする。

4 第2項の規定は推進計画の変更（軽微な変更として市長が認めるものを除く。）について、前項の規定は推進計画の変更について準用する。

5 市長は、推進計画に基づく施策の実施状況等について、毎年度1回以上、学識経験者等の意見を聴くものとする。

（自転車の安全かつ快適な利用のための環境の整備）

第8条 市は、自転車を安全かつ快適に利用することができるための環境の整備に努めるものとする。

（自転車の安全適正利用に係る指導等）

第9条 市長は、自転車の利用について、道路交通法その他の交通法規に違反するおそれがある行為又は迷惑駐輪その他の他人に迷惑を及ぼすおそれがある行為をした者、自転車関連犯罪の被害に遭うおそれがある者その他自転車を利用する者に対し、自転車の安全適正利用のために必要な指導を行うことができる。

2 市長は、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）の利用について道路交通法その他の交通法規に違反するおそれがある行為（自転車の安全な通行を阻害するおそれがあるものに限る。）をした者に対し、自転車の安全な通行を確保するために必要な指導を行うことができる。

（自転車のまちづくりに関する情報の収集等）

第10条 市は、自転車の安全適正利用に関する情報、自転車の利用による効用に関する情報その他の自転車のまちづくりに関する情報を収集し、並びに市民等、事業者、教育事業者等及び自転車小売業者等に周知するものとする。

（事業者等による啓発等）

第11条 事業者、教育事業者等及び自転車小売業者等（以下「事業者等」という。）は、その従業員その他の構成員（以下「従業員等」という。）に対し、自転車の安全適正利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

2 事業者等は、その管理する施設（本市の区域内に存するものに限る。）をその顧客その他その従業員等以外の者（以下「顧客等」という。）に利用させる場合は、当該顧客等に迷惑駐輪をさせないために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（教育事業者等による啓発）

第12条 教育事業者等は、その教育し、又は指導する児童等に対し、自転車の安全適正利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

（自転車小売業者等による啓発）

第13条 自転車小売業者等は、自転車の販売、修理又は貸出しの相手方に対し、自転車の安全適正利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

（指導及び助言）

第14条 市長は、第11条から前条までに規定する責務を有する者に対し、当該者が当該責務を果たすために必要な指導及び助言を行うことができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

（説 明）

本市における自転車のまちづくりを推進するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 25 号

みんなの尼崎城基金条例について

みんなの尼崎城基金条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 20 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

みんなの尼崎城基金条例

(設置)

第 1 条 尼崎城（尼崎城址公園内に設置される公園施設（都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項に規定する公園施設をいう。）で、かつて築城されていた尼崎城の一部の外観を再現したものをいう。）の整備及び管理その他の尼崎城址公園の整備及び管理（以下「整備等」という。）に要する経費の財源を確保するため、みんなの尼崎城基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 整備等に要する経費に充てるための寄付金の額
- (2) 毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金への編入)

第 5 条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

みんなの尼崎城基金を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 26 号

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 20 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例

尼崎市職員定数条例（昭和 24 年尼崎市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「1,983 人」を「2,019 人」に、「165 人」を「174 人」に改め、同項第 3 号中「285 人」を「292 人」に改め、同項第 4 号中「243 人」を「238 人」に改める。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

事務事業の執行体制の整備等による職員定数の増員等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

(参 考)

職員定数新旧対照表

区 分	改 正	現 行	増 減
市長の事務部局の職員 [うち、尼崎市福祉事務 所の職員]	2,019人 [174人]	1,983人 [165人]	36人 [9人]
教育委員会及びその所管 に属する学校その他の教 育機関の事務部局の職員	292人	285人	7人
教育委員会の所管に属す る学校の校長及び教員	238人	243人	5人

議案第 27 号

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 20 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

尼崎市事務分掌条例（昭和 42 年尼崎市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条秘書室の項に次の 1 号を加える。

(2) 広報に関する事項

第 1 条企画財政局の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

行政需要に即応する体制の確立を図るため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 28 号

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例について

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 20 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 27 年尼
崎市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子（以下「未就学
児」という。）のある」を削り、「当該未就学児」を「その未就学児
（小学校就学の始期に達するまでの子（市規則で定める者を含む。）を
いう。第 3 項において同じ。）」に改め、同条第 2 項中「3 歳に満たな
い子のある」を削り、「当該子」を「その 3 歳に満たない子（市規則で
定める者を含む。）」に改め、同条第 3 項中「未就学児のある」を削り、
「当該未就学児」を「その未就学児」に改め、同条第 4 項中「第 1 項及
び前項の規定は、」を「前各項の規定は、職員が」に、「職員に」を
「場合に」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第 1 項中「職員（市規則で定める職員を除
く。）」とあるのは「職員」と、第 2 項中「当該職員の業務を処理す
るための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の
運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第 7 条第 2 項中「及び第 19 条」を「から第 20 条まで」に改める。

第 12 条の 4 中「任命権者は、」の次に「男性職員の」を、「おい
て、」の次に「当該男性職員が、」を加え、「未就学児（配偶者の子を
含む。第 13 条の 2 において同じ。）を養育する男性職員がこれらの子
の養育をする」を「当該子以外の当該男性職員の子（市規則で定める者
を含む。）で小学校就学の始期に達するまでのものを養育する」に改め

る。

第13条第1項中「子」の次に「（市規則で定める者を含む。）」を加える。

第13条の2中「児童（）」の次に「職員の子（市規則で定める者を含む。）で、」を加え、「者を」を「ものを」に改める。

第19条第1項中「職員が」を「職員に係る要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で当該職員の申出に基づき任命権者が指定する期間（以下「指定期間」という。）内において、当該職員が、当該」に改め、同条第2項中「第13条の3に規定する者の各々が同条に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第20条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「外、」を「ほか、この条例の施行について」に改め、同条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第20条 任命権者は、職員に係る要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者について前条第1項の規定により指定期間が設けられている場合における当該指定期間と重複する期間を除く。）内において、当該職員が、当該要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合においては、その請求により、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間の介護時間を与える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成29年1月1日から同年3月31日までの間（以下「特定期間」

という。)においてこの条例による改正前の尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第19条第1項の規定により職員に与えられた介護休暇(次項の規定により介護時間とみなされたものを除く。)は、この条例による改正後の尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第19条第1項の規定により与えられた介護休暇とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、当該介護休暇に係る指定期間(同項に規定する指定期間をいう。)は、任命権者が、市長が別に定めるところにより、当該職員の申出に基づき指定するものとする。

- 3 特定期間において改正前の条例第19条第1項の規定により職員に与えられた介護休暇(1日のうち2時間を超えない範囲内のもので、当該職員の申出に基づき任命権者が指定するものに限る。)は、改正後の条例第20条の規定により与えられた介護時間とみなして、同条の規定を適用する。

(準備行為)

- 4 改正後の条例第5条第4項において読み替えて準用する同条第2項の規定による超過勤務の制限の請求、改正後の条例第19条第1項に規定する申出及び同項の規定による介護休暇の承認の請求、改正後の条例第20条の規定による介護時間の承認の請求、付則第2項の申出及び同項の規定による指定並びに前項の申出及び同項の規定による指定は、この条例の施行前においても行うことができる。

(説明)

人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定内容に準じた勤務条件とするため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 29 号

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 20 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年尼崎市条例第 24 号）を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同条第 2 項中「相当するもの」の次に「として市規則で定めるもの」を加える。

第 12 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして市規則で定めるもの（以下「8 級職員」という。）に対しては、支給しない。

第 12 条第 2 項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 12 条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が 7 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして市規則で定めるもの（以下「7 級職員」という。）にあっては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,

000円とする。

第12条第5項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、8級職員から8級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次のいずれかに掲げる」に、「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を「、その旨」に改め、同項第1号中「としての」を「たる」に改め、「場合」の次に「（8級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「としての」を「たる」に、「第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号」に改め、「至った場合」の次に「及び8級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第6項中「に扶養親族」の次に「（8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族がない職員に前項第1号」を「8級職員から8級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「、8級職員以外の職員から8級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員となった日」を、「の扶養親族」の次に「（8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であ

るときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(8級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある7級職員が7級職員及び8級職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で7級職員及び8級職員以外のものが7級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
第14条第1項中「つき、」を「つき」に、「場合及び」を「場合、」に、「場合を」を「場合及び同条例第20条の規定により介護時間を与えられた場合を」に、「第18条第1項」を「、第18条第1項」に改める。

第21条の5第1項中「250,600円」を「308,000円」に改める。

別表第3備考を次のように改める。

備考 この表は、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士の階級にある職員に適用する。

別表第10ア、同表イ、同表ウ、同表エ、同表オ、同表カ及び同表キ中「昇格した」を「昇格をした」に、「職務の級」を「等級」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この条例による改正後の尼崎市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、同条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして市規則で定めるもの(以下「7級職員」という。))にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第5項中「扶養親族(8級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、8級職員から8級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「次」とあるのは「次の各号」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が

ないときは、その旨を含む。) 」と、同項第 1 号中「 場合 (8 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。) 」とあるのは「 場合 」と、同項中

「 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び 8 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。) 」

とあるのは

「 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。) 」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合 (前号に該当する場合を除く。) 」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合 (第 1 号に該当する場合を除く。) 」

と、同条第 6 項中「 扶養親族 (8 級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。) 」とあるのは「 扶養親族 」と、「 なった日、 8 級職員から 8 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 8 級職員以外の職員となった日 」とあるのは「 なった日 」と、「 同項の規定による届出に係るものがない場合 」とあるのは「 前項の規定による届出に係るものがない場合 」と、「 死亡した日、 8 級職員以外の職員から 8 級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 8 級職員となった日 」とあるのは「 死亡した日 」と、同条第 7 項中「 次の各号のいずれか 」とあるのは「 第 1

号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の条例第12条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、同条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして市規則で定めるもの（以下「7級職員」という。））にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同

項第2号」と、同条第5項中「扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、8級職員から8級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（8級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び8級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第6項中「扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、8級職員から8級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、8級職員以外の職員から8級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の条例第12条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、同条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「7級職員」という。）とあるのは「7級職員」という。）及び8級職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第5項中「扶

養親族（ 8 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。 ）がある場合、 8 級職員から 8 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（ 8 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。 ）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び 8 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 6 項中「扶養親族（ 8 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。 ）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、 8 級職員から 8 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 8 級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、 8 級職員以外の職員から 8 級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 8 級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（ 8 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。 ）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「 7 級職員が」とあるのは「 7 級職員及び 8 級職員が」と、同項第 6 号中「が 7 級職員」とあるのは「が 7 級職員又は 8 級職員」とする。

（ 説 明 ）

職員の給与制度を改正するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第30号

尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について

尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年2月20日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年尼崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により、同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（その養育する児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童の養育を受託することができない職員に限る。）にその養育が委託されている当該児童とする。

第3条第1号中「若しくは」を「又は」に、「死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居する」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により当該職員と別居することとなった場合

第3条第2号中「死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居する」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組

の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号中「若しくは」を「又は」に、「死亡し、又は養子縁組等により当該育児短時間勤務職員と別居する」を「第3条第1号ア又はイのいずれかに該当する」に改め、同条第2号中「死亡し、又は養子縁組等により当該育児短時間勤務職員と別居する」を「第3条第2号ア又はイのいずれかに該当する」に改める。

第16条第1項中「職員」の次に「及び勤務条件条例第20条の規定により介護時間を与えられている職員」を加え、「当該育児時間」を「その与えられている育児時間又は介護時間の時間(育児時間及び介護時間を与えられている場合は、これらの時間の合計時間(当該合計時間が2時間を超えるときは、2時間))」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(説 明)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第95号)の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 1 号

尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例等の一部を改正する条例
の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部を
改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例等の一部を改正する条例
の一部を改正する条例

(尼崎市市税条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市市税条例 (昭和 2 5 年尼崎市条例第 6 1 号) の一部を次
のように改正する。

附則第 2 2 項中「平成 4 1 年度」を「平成 4 3 年度」に、「平成 3
1 年」を「平成 3 3 年」に改め、附則第 3 5 項中「左欄に掲げる」の
次に「同条の」を加え、同項の表中「第 6 2 条第 2 号イ」を「第 2 号
イ」に、「第 6 2 条第 2 号ウ」を「第 2 号ウ」に改め、附則第 3 6 項
中「平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 8 年
4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日」に、「平成 2 8 年度分」を「平
成 2 9 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、
同項の表中「第 6 2 条第 2 号イ」を「第 2 号イ」に、「第 6 2 条第 2
号ウ」を「第 2 号ウ」に改め、附則第 3 7 項中「平成 2 8 年度分」を
「平成 2 9 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加
え、同項の表中「第 6 2 条第 2 号イ」を「第 2 号イ」に、「第 6 2 条
第 2 号ウ」を「第 2 号ウ」に改め、附則第 3 8 項中「平成 2 8 年度分」
を「平成 2 9 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を
加え、同項の表中「第 6 2 条第 2 号イ」を「第 2 号イ」に、「第 6 2
条第 2 号ウ」を「第 2 号ウ」に改める。

(尼崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例 (平成 2 8 年尼崎市条
例第 4 8 号) の一部を次のように改正する。

付則第1項第2号及び第5項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中尼崎市市税条例附則第35項から第38項までの改正規定及び次項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の尼崎市市税条例附則第36項から第38項までに規定する軽自動車に対する平成28年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

(説 明)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 2 号

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年尼崎市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「おける 1 日における教育課程」を「おいて、教育課程に係る教育が行われる日（以下「通常教育実施日」という。）における当該教育」に改め、「定めるもの」の次に「及び通常教育実施日以外の日（休園日を除く。以下同じ。）における教育委員会が別に定める時間帯」を加える。

第 8 条第 2 項中「につき」の次に「、通常教育実施日にあつては」を、「2 0 0 円）」の次に「、通常教育実施日以外の日にあつては 8 0 0 円」を加える。

付 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

市立幼稚園における子育て支援のさらなる充実を目的に、一時預かり保育を長期休業日へ拡充するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 33 号

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 20 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例

第 1 条 尼崎市介護保険条例（平成 12 年尼崎市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 24 条とし、第 21 条を第 23 条とする。

第 20 条中「第 16 条」を「第 18 条」に改め、同条を第 22 条とし、第 16 条から第 19 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 15 条第 1 項中「第 12 条」を「第 13 条」に改め、同条を第 17 条とする。

第 14 条の見出し中「介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設」に改め、同条中「介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設」に、「、同条第 2 項」を「又は同条第 2 項」に改め、「又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 26 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 107 条の 2 第 4 項において準用する旧法第 107 条第 1 項の規定による介護療養型医療施設の指定の更新を受けようとする者」を削り、同条を第 15 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（指定事業者の指定申請手数料等）

第 16 条 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定による指定事業者の指定を受けようとする者又は法第 115 条の 45 の 6 第 4 項において準用する法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定による指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、指定事業者の指定又はその更新の申請の際、別表第 4 に定める手数料を納付しなければならない。

第 13 条の見出し中「地域密着型サービス事業者」を「指定地域密着型サービス事業者」に改め、同条中「地域密着型サービス事業者」

を「指定地域密着型サービス事業者」に、「地域密着型介護予防サービス事業者」を「指定地域密着型介護予防サービス事業者」に改め、同条を第14条とする。

第12条の見出し中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者」に改め、同条中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者」に、「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に、「介護予防サービス事業者」を「指定介護予防サービス事業者」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条第2項中「第4条」を「第5条」に改め、同条第4項中「第4条第6号イ」を「第5条第6号イ」に改め、同項第2号中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第6条とする。

第4条中「（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第5条とする。

第3条中「（法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）及び同条第2項各号」を「及び法第115条の45第2項各号」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）における用語の意義による。

付則第3項中「法第8条の2第2項に規定する」を削り、「第3条」を「第4条」に、「（法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）及び同条第2項各号」を「及び法第115条の45第2項各号」に改め、付則第15項

の見出し中「及び平成28年度」を「から平成29年度まで」に改め、同項中「第4条第1号」を「第5条第1号」に、「及び平成28年度」を「から平成29年度まで」に改め、付則第16項中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

別表第1第1項及び第2項中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者」に改め、同表第3項及び第4項中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改め、同表第5項及び第6項中「介護予防サービス事業者」を「指定介護予防サービス事業者」に改め、同表備考を削る。

別表第2第1項及び第2項中「地域密着型サービス事業者」を「指定地域密着型サービス事業者」に改め、同表第3項及び第4項中「地域密着型介護予防サービス事業者」を「指定地域密着型介護予防サービス事業者」に改め、同表備考を削る。

別表第3第1項及び第2項中「介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設」に改め、同表第6項を削り、同表の次に次の1表を加える。

別表第4

種別	手数料
1 指定事業者の指定申請手数料	第1号事業の種類1件につき 14,000円
2 指定事業者の指定更新申請手数料	第1号事業の種類1件につき 7,000円

第2条 尼崎市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（尼崎市介護認定審査会の委員の定数等）」に改め、同条中「尼崎市介護認定審査会」の次に「（以下「認定審査会」という。）」を加え、「180人」を「200人」に改め、同条に次の1項を加える。

2 認定審査会の委員の任期は、3年とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第 1 4 条を第 1 5 条とし、同条の次に 1 条を加える改正規定 (第 1 4 条を第 1 5 条とする部分を除く。) 及び別表第 3 の次に 1 表を加える改正規定並びに次項及び付則第 3 項の規定 公布の日の翌日

(2) 第 2 条の規定 平成 2 9 年 4 月 1 日

(経過措置)

2 次の各号に掲げる者で、当該各号に定める指定事業者の指定 (介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。) 第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 1 項に規定する指定事業者の指定をいう。以下同じ。) を受けようとするものは、当該指定事業者の指定に係る事業所についての初回の当該指定事業者の指定の申請に限り、第 1 条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例 (以下「改正後の条例」という。) 第 1 6 条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

(1) 平成 2 9 年 4 月 1 日 (以下「基準日」という。) の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者 (地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成 2 6 年法律第 8 3 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。) 附則第 1 1 条の規定によりなおその効力を有することとされる医療介護総合確保推進法第 5 条の規定 (医療介護総合確保推進法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。) による改正前の法 (以下「旧法」という。) 第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。) の指定 (旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護 (以下「旧介護予防訪問介護」という。) に係るものに限る。以下「旧予防訪問介護指定」という。) を受けている者 (医療介護総合確保推進法附則第 1 3 条の規定により第 1 号訪問事業 (法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号

訪問事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(2) 基準日の前日から引き続き旧予防訪問介護指定を受けている者(前号に該当する者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するものを除く。)に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(3) 基準日の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者の指定(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。以下「旧予防通所介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号通所事業(法第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防通所介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号通所事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防通所介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

3 医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者で、当該指定事業者の指定の更新を受けようとするものは、当該更新に係る事業所についての初回の当該更新の申請に限り、改正後の条例第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

(説 明)

介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第425号）の施行及び第1号事業に係る指定申請手数料を規定することなどにより、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 4 号

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
について

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成 1 7 年尼崎市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条第 1 号中「老人」を「高齢期移行者」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「老人」を「高齢期移行者」に改め、同号にウとして次のように加える。

ウ 所得を有しない者以外の者にあつては、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 1 1 年厚生省令第 5 8 号）第 1 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる要介護状態区分（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分をいう。）のいずれかに該当する旨の要介護認定（同法第 1 9 条第 1 項に規定する要介護認定をいう。）を受けていること。

第 3 条第 2 項及び第 4 項並びに第 4 条第 1 項第 1 号、第 5 項及び第 6 項中「老人」を「高齢期移行者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 9 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市福祉医療費の助成に関する条例第 3 条第 1 項第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後に 6 5 歳に達する者について適用し、同日前に 6 5 歳に達した者については、なお従前の例による。

(説 明)

兵庫県福祉医療費助成事業の見直しに伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 35 号

尼崎市障害者介護給付費等審査会条例について

尼崎市障害者介護給付費等審査会条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 20 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市障害者介護給付費等審査会条例

尼崎市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数を定める条例（平成 18 年尼崎市条例第 14 号）の全部を改正する。

（この条例の趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）に定めるもののほか、同法第 15 条の規定により設置される尼崎市障害者介護給付費等審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 審査会は、委員 40 人以内で組織する。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 426 号）の施行に伴い、

条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 36 号

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 20 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尼崎市国民健康保険条例（昭和 34 年尼崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 第 1 号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改める。

第 12 条第 1 項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項若しくは第 15 項又は第 35 条の 3 第 11 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項」に改め、「附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第 8 条第 2 項（外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 19 条の 2 第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項（外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第15条の3中「520,000円」を「540,000円」に改める。

第15条の3の10中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第19条の2第1項中「520,000円」を「540,000円」に改め、同項第1号中「また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加え、同条第3項中「520,000円」を「540,000円」に、「170,000円」を「190,000円」に改め、同条第4項中「520,000円」を「540,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項及び第19条の2第1項第1号の改正規定並びに次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 次項に規定するものを除き、この条例による改正後の尼崎市国民健康保険条例第12条第1項、第15条の3、第15条の3の10及び第19条の2第1項（同条第3項及び第4項において読み替えて準用

する場合を含む。)の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

- 3 この条例(第12条第1項の改正規定(「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」)の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額」を加える部分に限る。)及び第19条の2第1項第1号の改正規定(「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」)の次に「、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加える部分に限る。)に限る。)による改正後の尼崎市国民健康保険条例第12条第1項及び第19条の2第1項(同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第33号)の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 37 号

尼崎市農業委員会の委員の定数を定める条例について

尼崎市農業委員会の委員の定数を定める条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 20 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市農業委員会の委員の定数を定める条例

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により設置される尼崎市農業委員会の委員の定数は、14 人とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（尼崎市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止）

2 尼崎市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和 29 年尼崎市条例第 8 号）は、廃止する。

（説 明）

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）の施行に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 38 号

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 20 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市建築物等関係事務手数料条例（平成 12 年尼崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「第 7 号」の次に「又は第 7 号の 2 のいずれか」を加え、同項第 7 号中「検査」の次に「（次号に該当するものを除く。）」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

(7)の 2 建築基準法第 7 条第 4 項又は第 18 条第 17 項の規定に基づく建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 12 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号、第 71 号の 2 及び第 71 号の 3 において「省エネ判定」という。）を受けた部分を含むものに限る。）に関する完了の検査 第 4 号又は前号に定める額に、省エネ判定を受けた建築物の部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからオまでに定める額を加算して得た額

ア 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 1 件 85,000 円

イ 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 1 件 134,000 円

ウ 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 1 件 169,000 円

エ 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの 1 件 211,000 円

オ 50,000平方メートル以上のもの 1件 296,000円

第2条第1項第39号の3中「と併せて行う申請に係る」を「のあった」に改め、同項第59号中「次号から第60号まで」を「次号ア、第59号の3、第60号」に改め、「の申請」の次に「（アからウまで及び次号から第59号の4までにおいて「認定申請」という。）」を加え、同号ア中「適合証」という。）の次に「の写し」を加え、「当該申請」を「当該認定申請」に改め、同号イ中「同じ。）」の次に「の写し」を加え、「当該申請」を「当該認定申請」に改め、同号ウ中「適合証」及び「設計住宅性能評価書」の次に「の写し」を加え、「当該申請」を「当該認定申請」に改め、同項第59号の2中「計画の認定の申請」を「認定申請」に改め、同号ア中「適合証」の次に「の写し」を加え、「当該申請」を「当該認定申請」に、「認定の申請」を「認定申請」に改め、同号イ中「設計住宅性能評価書」の次に「の写し」を加え、「当該申請」を「当該認定申請」に改め、同号ウ中「適合証」及び「設計住宅性能評価書」の次に「の写し」を加え、「当該申請」を「当該認定申請」に改め、同項第59号の3中「計画の認定の申請」を「認定申請」に改め、同号ア及びイ中「適合証」の次に「の写し」を加え、「当該申請」を「当該認定申請」に改め、同項第59号の4中「計画の認定の申請」を「認定申請」に改め、同号ア中「適合証」の次に「の写し」を加え、「当該申請」を「当該認定申請」に、「認定の申請」を「認定申請」に改め、同号イ中「適合証」の次に「の写し」を加え、「当該申請」を「当該認定申請」に改め、同項第61号中「適合証」の次に「の写し」を加え、同号ア及びイ中「設計住宅性能評価書」の次に「の写し」を加え、同項第61号の2ア及びイ中「設計住宅性能評価書」の次に「の写し」を加え、同項第62号ア中「額（」の次に「当該申出のあった」を加え、同項第67号中「以下この号から第69号まで及び」を「アからウまで、次号ア及びイ、第68号アからエまで、第69号並びに」に改め、「の申請」の次に「（アからウまで、次号及び第68号において「認定申請」という。）」を加え、「、登録住宅性能評価機関

(イからエまでのいずれかに該当する場合にあっては、建築基準法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関(以下「指定確認検査機関」という。)であるものに限る。)又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(業として建築物を設計し、若しくは販売し、若しくは建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物を新築する建設工事を請け負う者に支配されていない者)に限る。以下「登録建築物調査機関」という。)が、新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下「低炭素建築物基準」という。)に適合することを確認した旨を証する書面その他」を削り、「いるものに限る。」の次に「アからウまでにおいて同じ。」を加え、「エまでに」を「ウまでに」に、「アからエまでのうち2以上」及び「その該当するもの」を「イ及びウ」に改め、同号アからウまでを次のように改める。

ア 当該認定申請のあった新築等計画が一戸建ての住宅(住宅の用途に供する部分(イ及びウにおいて「住宅部分」という。)以外の部分が含まれないものに限る。以下ア、イ及びウ、次号ア、第68号ア、第69号ア、第69号の2ア並びに第70号アにおいて同じ。)に係るものである場合 当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 1件 7,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 1件 7,500円

イ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に共同住宅等部分(一户建ての住宅以外の建築物の住宅部分をいう。以下イ、次号イ、第68号イ、第69号イ、第69号の2イ、第70号イ、第70号の2ア及び第70号の3アにおいて同じ。)が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 12,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

1件 28,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 67,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 104,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 168,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 238,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 373,000円

ウ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分（一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分以外の部分をいう。以下ウ、第68号ウ及びエ、第69号ウ、第70号ウ及びエ、第70号の2イ並びに第70号の3イ及びウにおいて同じ。）が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 12,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 35,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 104,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 154,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 201,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 243,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 357,000円

第2条第1項第67号エを削り、同号の次に次の1号を加える。

(67)の2 認定申請（申請書に設計住宅性能評価書（規則で定めるものに限る。第69号の2において「対象設計住宅性能評価書」という。）の写しが添付されているものに限る。ア及びイにおいて同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 当該認定申請のあった新築等計画が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 1件 9,100円

(イ) 200平方メートル以上のもの 1件 9,600円

イ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 15,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
1件 30,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
1件 69,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
1件 106,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
1件 170,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
1件 240,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 375,000円

第2条第1項第68号中「新築等計画の認定の申請（前号に該当するものを除く。）」を「認定申請」に改め、「審査」の次に「（前2号のいずれかに該当するものを除く。）」を加え、「アからエまでのうち2

以上」を「イ及びウ又はイ及びエ」に、「その該当するもの」を「それぞれイ及びウ又はイ及びエ」に改め、同号アからエまでを次のように改める。

ア 当該認定申請のあった新築等計画が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 1件 40,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 1件 45,000円

イ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 77,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
1件 130,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
1件 228,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
1件 318,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
1件 617,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
1件 1,065,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 1,958,000円

ウ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分が含まれる場合(当該認定申請が、当該非住宅部分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準(第70号ウ及び第70号の3イにおいて「低炭素建築物基準」という。)に適合しているかどうかを審査することを求めるものである場合に限る。) 当該非住宅部分の全体

について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

- (ア) 300平方メートル未満のもの 1件 96,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 163,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 271,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 347,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 424,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 492,000円
- (キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 656,000円

エ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分が含まれる場合(ウに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

- (ア) 300平方メートル未満のもの 1件 244,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 397,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 575,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 703,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 839,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 953,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 1,209,000円

第2条第1項第69号中「以下この号から第71号まで」を「アからウまで、次号ア及びイ、第70号アからエまで、第70号の2、第70号の3アからウまで並びに第71号」に改め、「認定の申請」の次に「（アからウまで、次号及び第70号において「変更認定申請」という。）」を加え、「、登録住宅性能評価機関（イからエまでのいずれかに該当する場合にあっては、指定確認検査機関であるものに限る。）又は登録建築物調査機関が、変更後の新築等計画が低炭素建築物基準に適合することを確認した旨を証する書面その他」を削り、「いるものに限る。」の次に「アからウまでにおいて同じ。」を加え、「エまでに」を「ウまでに」に、「アからエまでのうち2以上」及び「その該当するもの」を「イ及びウ」に改め、同号アからウまでを次のように改める。

ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第67号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

イ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

ウ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

第2条第1項第69号エを削り、同号の次に次の1号を加える。

(69)の2 変更認定申請（申請書に対象設計住宅性能評価書の写しが添付されているものに限る。ア及びイにおいて同じ。）に対する審査次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係る

ものである場合 当該一戸建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第67号の2ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

イ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号の2イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

第2条第1項第70号中「計画変更の認定の申請（前号に該当するものを除く。）」を「変更認定申請」に改め、「審査」の次に「（前2号のいずれかに該当するものを除く。）」を加え、「アからエまでのうち2以上」を「イ及びウ又はイ及びエ」に、「その該当するもの」を「それぞれイ及びウ又はイ及びエ」に改め、同号アからエまでを次のように改める。

ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一戸建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第68号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

イ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

ウ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（当該変更認定申請が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素建築物基準に適合しているかどうかを審査することを求めるものである場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

エ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（ウに該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の計

画変更に係る部分の全体について、第68号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(キ)までに定める額

第2条第1項第70号の次に次の2号を加える。

(70)の2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の規定に基づく計画変更が同令第44条第2号に該当していることを証する書面(ア及びイ並びに次号アからウまでにおいて「軽微変更該当証明書」という。)の交付の請求(ア及びイ並びに次号において「交付請求」という。)(請求書に規則で定める書面が添付されているものに限る。ア及びイにおいて同じ。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額(ア及びイに該当するときは、ア及びイに定める額の合計額)

ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

(70)の3 交付請求に対する審査(前号に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(ア及びイ又はア及びウに該当するときは、それぞれア及びイ又はア及びウに定める額の合計額)

ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号イ(ア)から(キ)までに

掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（当該軽微変更該当証明書が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素建築物基準に適合していることを証する書面である場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

ウ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（イに該当する場合を除く。）

当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(キ)までに定める額

第2条第1項第71号中「前号までに」を「第70号までに」に、「と併せて行う第67号から前号までの認定の申請に係る」を「のあった」に改め、同号の次に次の3号を加える。

(71)の2 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（ア及びイ、次号並びに第71号の4ア及びイにおいて「確保計画」という。）に係る省エネ判定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 当該申請のあった省エネ判定が、当該省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号、次号ア及びイ、第71号の4ア及びイ、第72号ア及びウ、第73号ウ及びエ、第74号ウ、第75号ウ及びエ、第75号の2イ、第75号の3イ及びウ、第77号ウ並びに第78号オ及びカにおいて同じ。）の全体について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経

済産業省令・国土交通省令第1号。第73号ウ及び第78号アにおいて「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロに掲げる基準(次号ア、第71号の4ア及び第78号オにおいて「モデル建物法基準」という。)に適合するかどうかを判定するものである場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(オ)までに定める額

- (ア) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 264,000円
- (イ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 339,000円
- (ウ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 415,000円
- (エ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 482,000円
- (オ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 644,000円

イ アに該当する場合以外の場合 当該申請のあった省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(オ)までに定める額

- (ア) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 563,000円
- (イ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 689,000円
- (ウ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 823,000円
- (エ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 935,000円
- (オ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 1,187,000円

(71)の3 確保計画の変更（以下この号及び次号において「計画変更」という。）があった場合における建築物省エネ法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく当該計画変更後の確保計画に係る省エネ判定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 当該申請のあった省エネ判定が、当該省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合するかどうかを判定するものである場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

- (ア) 300平方メートル未満のもの 1件 93,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 158,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 264,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 339,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 415,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 482,000円
- (キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 644,000円

イ アに該当する場合以外の場合 当該申請のあった省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

- (ア) 300平方メートル未満のもの 1件 238,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 388,000円

- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 563,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 689,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 823,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 935,000円
- (キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 1,187,000円

(71)の4 計画変更があった場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第11条の規定に基づく当該計画変更が建築物省エネ法施行規則第3条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付の請求 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 当該請求のあった書面が、当該書面に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体についてモデル建物法基準に適合していることを証する書面である場合
当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、前号ア(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(キ)までに定める額

イ アに該当する場合以外の場合 当該請求のあった書面に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、前号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

第2条第1項第72号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）」を「建築物省エネ法」に、「以下この号から第74号まで」を「アからウまで、次号アからエまで、第74号」に改め、「認定の申

請」の次に「（アからウまで及び次号において「認定申請」という。）」を加え、「登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関（ウに該当する場合にあっては、登録建築物調査機関に限る。）が、性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項第1号に掲げる基準（第74号において「誘導基準」という。）に適合することを確認した旨を証する書面その他」を削り、「ものに限る。」の次に「アからウまでにおいて同じ。」を加え、同号ア中「申請」を「認定申請」に、「一戸建ての住宅」の次に「（非住宅部分が含まれないものに限る。以下ア及びイ、次号ア、第74号ア、第75号ア、第77号ア並びに第78号ア及びイにおいて同じ。）」を加え、同号イ中「申請」を「認定申請」に改め、「第75号イ」の次に「、第75号の2ア、第75号の3ア」を加え、同号ウ中「申請」を「認定申請」に改め、「（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下ウ、次号ウ及びエ、第74号ウ、第75号ウ及びエ、第77号ウ並びに第78号オ及びカにおいて同じ。）」を削り、同項第73号中「性能向上計画の認定の申請（前号に該当するものを除く。）」を「認定申請」に改め、「審査」の次に「（前号に該当するものを除く。）」を加え、同号ア及びイ中「申請」を「認定申請」に改め、同号ウ中「申請」を「認定申請」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。第78号ア及びオにおいて「基準省令」という。）第8条第1号イ(2)」を「基準省令第10条第1号イ(2)」に改め、「第75号ウ」の次に「及び第75号の3イ」を加え、同号エ中「申請」を「認定申請」に改め、同項第74号中「以下この号から第76号まで」を「アからウまで、次号アからエまで、第75号の2、第75号の3アからウまで及び第76号」に改め、「認定の申請」の次に「（アからウまで及び次号において「変更認定申請」という。）」を加え、「登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関（ウに該当する場合にあっては、登録建築物調査機関に限る。）が、変更後の性能向上計画が誘導基準に適合することを確認した旨を証する書面その他」を削り、「ものに限る。」の次に「アからウまでにおいて同じ。」を加え、同号アからウ

までの規定中「申請」を「変更認定申請」に改め、同項75号中「計画変更の認定の申請（前号に該当するものを除く。）」を「変更認定申請」に改め、「審査」の次に「（前号に該当するものを除く。）」を加え、「からエまでのうち2以上」を「及びウ又はイ及びエ」に、「その該当するもの」を「それぞれイ及びウ又はイ及びエ」に改め、同号アからエまでの規定中「申請」を「変更認定申請」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(75)の2 建築物省エネ法施行規則第29条の規定に基づく計画変更が建築物省エネ法施行規則第26条第2号に該当していることを証する書面（ア及びイ並びに次号アからウまでにおいて「軽微変更該当証明書」という。）の交付の請求（ア及びイ並びに同号において「交付請求」という。）（請求書に規則で定める書面が添付されているものに限る。ア及びイにおいて同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額（ア及びイに該当するときは、ア及びイに定める額の合計額）

ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

(75)の3 交付請求に対する審査（前号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（ア及びイ又はア及びウに該当するときは、それぞれア及びイ又はア及びウに定める額の合計額）

ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の

対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（当該軽微変更該当証明書が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合していることを証する書面である場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

ウ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（イに該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(キ)までに定める額

第2条第1項第76号中「前号までに」を「第75号までに」に、「と併せて行う第72号から前号までの認定の申請に係る」を「のあった」に改め、同項第77号中「次号」を「次号ア、ウ及びオ」に改め、「の申請」の次に「（アからウまで及び次号において「認定申請」という。）」を加え、「、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関（ウに該当する場合にあっては、登録建築物調査機関に限る。）が、当該申請に係る建築物が建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認した旨を証する書面その他」を削り、「ものに限る。」の次に「アからウまでにおいて同じ。」を加え、同号アからウまでの規定中「申請」を「認定申請」に改め、同項第78号中「基準適合認定の申請（前号に該当するものを除く。）」を「認定申請」に改め、「審査」の次に「（前号に該当するものを除く。）」を加え、同号アからエまでの規定中「申請」を「認定申請」に改め、同号オ中「申請」を「認定申請」に、「基準省令第1条第1項第

1号口に掲げる基準」を「モデル建物法基準」に改め、同号力中「申請」を「認定申請」に改める。

第6条中「第39号の2」を「第39号の3まで、第62号及び第67号から第76号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市建築物等関係事務手数料条例第2条第1項第67号から第70号まで、第71号、第72号、第74号、第76号及び第77号並びに第6条の規定は、この条例の施行の日以後の請求に係る手数料について適用し、同日前の請求に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成28年国土交通省令第80号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 39 号

尼崎市立尼崎稲葉荘団地の設置及び管理に関する条例について

尼崎市立尼崎稲葉荘団地の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 20 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立尼崎稲葉荘団地の設置及び管理に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、尼崎市立尼崎稲葉荘団地（駐車場その他の付帯施設を含む。以下「稲葉荘団地」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 この条例の施行前において兵庫県住宅供給公社（以下「公社」という。）が尼崎市稲葉荘 2 丁目に設置した賃貸住宅（以下「旧稲葉荘団地」という。）の住宅（以下「旧住宅」という。）に入居していた者その他の市民に賃貸するための住宅及びその付帯施設として、稲葉荘団地を設置する。

2 稲葉荘団地の位置は、尼崎市稲葉荘 2 丁目とする。

(入居者資格)

第 3 条 稲葉荘団地の住宅（以下「住宅」という。）に入居することができる者は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 現にその者と同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (2) その者に係る収入（公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 1 条第 3 号の規定の例により算定された収入をいう。）が 158,000 円を超えること。
- (3) 第 5 条第 3 項に規定する入居承認を受けたならば、当該入居承認に係る住宅を生活の本拠とする見込みであること。

(4) その者及び現にその者と同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、住宅に入居することができる者の資格を別に定めることができる。

（入居の申込み等）

第4条 前条第1項各号に掲げる要件を備える者又は同条第2項の規定により定められた資格を有する者のうち住宅への入居を希望する者は、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者のうちから住宅に入居すべき者を選定したときは、速やかに、その旨をその選定された者に通知するものとする。

（入居手続）

第5条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「入居予定者」という。）は、当該通知があった日から10日を経過する日（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める日。以下「入居手続期限」という。）までに、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 連帯保証人が連署した使用証書その他規則で定める書類を市長に提出すること。

(2) 住宅の敷金（以下「敷金」という。）を市長が定める方法により納付すること。

2 市長は、入居予定者について特別の事情があると認めるときは、前項第1号の規定による連帯保証人の連署を求めないことができる。

3 市長は、入居予定者が第1項各号に掲げる手続を完了したときは、当該入居予定者に対し、住宅への入居の承認（以下「入居承認」という。）を行い、その旨を、当該住宅に入居することができる日として市長が指定する日（以下「入居可能日」という。）と併せて通知する

ものとする。

- 4 入居承認を受けた者（以下「入居者」という。）は、入居可能日から起算して15日を経過する日（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める日。以下「入居期限」という。）までに、当該入居承認に係る住宅に入居しなければならない。

（入居の不承認等）

第6条 市長は、入居予定者が次のいずれかに該当するときは、入居承認を行わないものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により入居承認を受けようとしたとき。
- (2) 入居手続期限までに前条第1項各号に掲げる手続を完了しないとき。

- 2 市長は、入居者が正当な理由なく入居期限までにその入居承認に係る住宅に入居しないときは、当該入居承認を取り消すことができる。

（家賃の月額）

第7条 住宅の家賃（以下「家賃」という。）の月額は、59,000円とする。

（家賃の納付等）

第8条 入居者（第16条第1項の規定により市長の承認を受けて住宅に居住する者を含む。以下同じ。）は、入居可能日から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日（以下これらの日を「明渡し日等」という。）までの期間について、家賃を納付しなければならない。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 第18条第1号の規定により住宅の明渡しをしようとする日として入居者が市長に届け出た日又は当該住宅を明け渡した日として市長が認定した日のいずれか遅い日
- (2) 入居者が第18条第1号に掲げる手続を行わずに住宅を明け渡した場合 当該住宅を明け渡した日として市長が認定した日
- (3) 第19条第1項の規定による住宅の明渡しの請求があった場合 当該請求に係る明渡しの期限又は当該住宅を明け渡した日として市長が認定した日のいずれか早い日

2 入居者は、毎月末日（月の途中で住宅を明け渡す場合は、その明渡しの日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。

3 入居可能日又は明渡し日等が月の中途である場合のその月分の家賃の額は、日割りにより計算する。この場合において、日割りにより計算した家賃の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（連帯保証人）

第9条 第5条第1項第1号の連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、入居予定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認めるものでなければならない。

2 入居者（第5条第2項の規定により同条第1項第1号の規定による連帯保証人の連署が不要とされた者を除く。）は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する要件を備える者を新たに連帯保証人として立てなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 住所が不明になったとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 失業その他の事情により保証能力を著しく減少させるような事態が生じたとき。

(4) 死亡したとき。

（敷金）

第10条 敷金の額は、第5条第1項第2号に掲げる手続を行う日における家賃の月額に相当する額とする。

2 既納の敷金は、入居者が住宅を明け渡した後に、その入居者であった者（以下「元入居者」という。）に還付する。ただし、未納の家賃、損害賠償金その他元入居者から徴収すべき金銭（以下「徴収金」という。）があるときは、当該敷金の額から当該徴収金に相当する額を控除して得た額を当該元入居者に還付する。

3 前項の規定により還付する敷金には、利子を付けない。

4 敷金の運用から生じる利益金は、稲葉荘団地の整備その他の入居者

の利便のために使用するものとする。

(家賃等の減免等)

第11条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、別に定める基準により家賃又は敷金の減免又は徴収猶予をすることができる。

(入居者の費用負担)

第12条 稲葉荘団地における次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 廃棄物の処理、清掃等に要する費用
- (3) 給水施設その他入居者の共用の施設の使用及び維持に要する費用
- (4) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替えその他規則で定める軽微な修繕に要する費用
- (5) 住宅内の給水栓、点滅器その他規則で定める付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (6) 入居者の責めに帰すべき事由により必要となった稲葉荘団地の修繕(前2号の修繕に該当するものを除く。)に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、同項各号に掲げる費用は、入居者の負担としない。

(入居者の保管義務等)

第13条 入居者は、稲葉荘団地(駐車場を除く。次項において同じ。)の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、その責めに帰すべき事由により稲葉荘団地を汚損し、毀損し、又は滅失させたときは、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 入居者及びその同居者(入居承認又は第15条第1項の承認を受けて入居者と同居する者をいう。以下同じ。)は、他の入居者、その同居者等(以下「他の入居者等」という。)に対して粗暴な言動その他の共同生活の維持を阻害する行為で規則で定めるもの(以下「迷惑行

為」という。)を行ってはならない。

- 4 入居者及びその同居者は、他の入居者等に対して迷惑行為を行うことを相互に防止しなければならない。

(転貸等の禁止)

第 14 条 入居者は、その居住する住宅を他の者に貸し、又はその居住の権利を他の者に譲渡してはならない。

- 2 入居者は、その居住する住宅の用途を変更してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、当該住宅の一部を他の用途に使用することができる。

- 3 入居者は、その居住する住宅を模様替えし、若しくは増築し、又は稲葉荘団地の敷地内に建物、工作物その他の物件(以下「建物等」という。)を設置してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第 15 条 入居者は、入居承認を受けて入居者と同居した者以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を与える場合の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 入居者が第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号のいずれにも該当しないこと。

- (2) 入居者と同居しようとする者が暴力団員等でないこと。

- (3) その他規則で定める場合

(入居の承継)

第 16 条 入居者が死亡し、又はその居住する住宅から退去した場合において、その死亡時又は退去時における当該入居者の同居者は、市長の承認を受けて、引き続き当該入居者が居住していた住宅に居住することができる。

- 2 前項の承認を与える場合の基準は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める基準とする。

- (1) 入居者が死亡したとき 次のいずれにも該当すること。

ア 当該入居者が死亡した日において、当該入居者が第19条第1項第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当していなかったこと。

イ 家賃を3月以上滞納していないこと。

ウ 前項の承認を受けようとする者及びその者と同居しようとする者が暴力団員等でないこと。

(2) 入居者がその居住する住宅から退去したとき 次のいずれにも該当すること。

ア 当該入居者がその居住する住宅から退去した日において、当該入居者が第19条第1項第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当していなかったこと。

イ 前項の承認を受けようとする者が当該入居者と同居していた期間が1年以上であること。

ウ 前号イ及びウに掲げる基準

エ その他規則で定める基準

(入居者の届出義務)

第17条 入居者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住宅を引き続き15日以上使用しないとき。

(2) 死亡、転出その他の事由によりその同居者に異動が生じたとき。

(住宅の明渡しの手続等)

第18条 入居者は、その居住する住宅の明渡しをしようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる手続等をしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、第3号に掲げる手続等をすることを要しない。

(1) 当該住宅の明渡しをしようとする日の10日前までに当該明渡しをする旨及び当該明渡しをしようとする日を市長に届け出て、第33条第1項に規定する監理員等の検査を受けること。

(2) 第12条第1項第4号から第6号までに掲げる費用を清算すること。

- (3) 当該住宅を模様替えし、若しくは増築し、又は稲葉荘団地の敷地内に建物等を設置した場合にあっては、第1号の検査の日前に、入居者の負担において、原状に回復し、若しくは建物等を撤去し、又は本市に建物等は無償で譲渡すること。

(住宅の明渡しの請求等)

第19条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、その居住する住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により入居承認又は第16条第1項の承認を受けたとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 稲葉荘団地を故意に汚損し、毀損し、又は滅失させたとき。
- (4) 正当な理由なく15日以上当該住宅を使用しないとき。
- (5) この条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定による住宅の明渡しの請求を受けた者は、速やかに、当該住宅を明け渡さなければならない。この場合において、本市は、当該請求を受けた者がその明渡し等によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

3 市長は、第1項の規定による住宅の明渡しの請求を行ったときは、当該請求があった日の翌日から当該住宅の明渡しの日までの期間については、毎月、当該請求を受けた者から当該住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

(使用許可)

第20条 稲葉荘団地の駐車場(以下「駐車場」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用者資格)

第21条 駐車場を使用することができる者は、入居者又はその同居者で規則で定める要件を備えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、駐車場の使用状況等を勘案して特に必要があると認めるときは、駐車場を使用することができる者の資格を別に定めることができる。

(駐車場の使用の対象となる自動車)

第 2 2 条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）別表第 1 に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車で規則で定める規格を満たすものとする。

(使用の申込み等)

第 2 3 条 第 2 1 条第 1 項に規定する要件を備える者又は同条第 2 項の規定により定められた資格を有する者のうち駐車場の使用を希望する者は、規則で定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により駐車場の使用の申込みをした者のうちから駐車場を使用すべき者を選定したときは、速やかに、その旨をその選定された者に通知するものとする。

(使用手続)

第 2 4 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた者（以下「使用予定者」という。）は、当該通知があった日から 1 0 日を経過する日（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める日。以下「使用手続期限」という。）までに、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 駐車場使用証書を市長に提出すること。

(2) 駐車場の保証金（以下「保証金」という。）を市長が定める方法により納付すること。

2 市長は、使用予定者が前項各号に掲げる手続を完了したときは、当該使用予定者に対し、駐車場の使用の許可（以下「使用許可」という。）を行い、その旨を通知するものとする。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許可を受けた日（以下「使用許可日」という。）から 1 5 日を経過する日（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める日。以下「使用開始期限」という。）までに、駐車場の使用を開始しなければならない。

(使用の不許可等)

第25条 市長は、使用予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を行わないものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けようとしたとき。
- (2) 使用手続期限までに前条第1項各号に掲げる手続を完了しないとき。
- (3) 規則で定める事由に該当する場合を除き、他の駐車場について使用許可を受けているとき。

2 第6条第2項の規定は、使用者が正当な理由なく使用開始期限までに駐車場の使用を開始しない場合について準用する。この場合において、同項中「入居承認」とあるのは、「使用許可」と読み替えるものとする。

(駐車場使用料の月額)

第26条 駐車場の使用料(以下「駐車場使用料」という。)の月額は、12,000円とする。

(駐車場使用料の納付等)

第27条 使用者は、使用許可日から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までの期間について、駐車場使用料を納付しなければならない。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 第30条の規定により駐車場の明渡しをしようとする日として使用者が市長に届け出た日又は当該駐車場を明け渡した日として市長が認定した日のいずれか遅い日
- (2) 使用者が第30条の規定による届出を行わずに駐車場を明け渡した場合 当該駐車場を明け渡した日として市長が認定した日
- (3) 第31条第1項の規定による使用許可の取消し及び駐車場の明渡しの請求があった場合 当該取消しの日又は当該駐車場を明け渡した日として市長が認定した日のいずれか早い日

2 第8条第2項及び第3項の規定は、駐車場使用料について準用する。この場合において、同条第2項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、同条第3項中「入居可能日又は明

渡し日等」とあるのは「使用許可日又は第27条第1項各号に定める日」と読み替えるものとする。

(保証金)

第28条 保証金の額は、第24条第1項第2号に掲げる手続を行う日における駐車場使用料の月額に相当する額とする。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、保証金について準用する。この場合において、同条第2項中「入居者が住宅」とあるのは「使用者が駐車場」と、「その入居者」とあるのは「その使用者」と、「元入居者」とあるのは「元使用者」と、同項ただし書中「家賃」とあるのは「駐車場使用料」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第28条第2項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

(駐車場使用料等の減免等)

第29条 第11条の規定は、駐車場使用料及び保証金について準用する。この場合において、同条中「家賃又は敷金」とあるのは、「駐車場使用料又は保証金」と読み替えるものとする。

(駐車場の明渡しの手続)

第30条 使用者は、その使用する駐車場の明渡しをしようとするときは、当該駐車場の明渡しをしようとする日の10日前までに当該明渡しをする旨及び当該明渡しをしようとする日を市長に届け出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、使用許可を取り消し、その使用する駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) 当該使用者が偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 当該使用者が駐車場使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 当該使用者が駐車場及びその付帯する設備を故意に汚損し、毀損し、又は滅失させたとき。
- (4) 当該使用者が第21条第1項に規定する要件を備えなくなり、又は同条第2項の規定により定められた資格を失ったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し及び駐車場の明渡しの請求（以下「取消処分等」という。）を受けた者は、速やかに、当該取消処分等に係る駐車場を明け渡さなければならない。この場合において、本市は、当該取消処分等を受けた者がその明渡し等によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

3 市長は、取消処分等を行ったときは、当該取消処分等があった日の翌日から当該取消処分等に係る駐車場の明渡しの日までの期間については、毎月、当該取消処分等を受けた者から当該駐車場の駐車場使用料の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 市長は、取消処分等を受けた者が当該取消処分等に係る駐車場を明け渡さない場合において、法令に定める手続にのっとり駐車場に置かれている自動車を当該駐車場から撤去したときは、当該取消処分等を受けた者から当該自動車の撤去に要した費用等に相当する額の金銭を徴収することができる。

（準用）

第32条 第13条第1項から第3項まで及び第14条の規定は、使用者について準用する。この場合において、第13条第1項中「稲葉荘団地（駐車場を除く。次項において同じ。）」とあるのは「駐車場及びその付帯する設備」と、同条第2項中「稲葉荘団地」とあるのは「駐車場及びその付帯する設備」と、同条第3項中「他の入居者、その同居者等（以下「他の入居者等」という。）」とあるのは「使用する駐車場以外の駐車場の使用者等」と、第14条第1項中「居住する住宅」とあるのは「使用する駐車場」と、「居住の」とあるのは「使用の」と、同条第2項中「居住する住宅」とあるのは「使用する駐車場」と、同項ただし書中「住宅」とあるのは「駐車場」と、同条第3項中「居住する住宅」とあるのは「使用する駐車場」と読み替えるものとする。

（尼崎稲葉荘団地監理員）

第 3 3 条 稲葉荘団地の管理に関する事務をつかさどり、稲葉荘団地を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を行わせるため、尼崎稲葉荘団地監理員（以下「監理員」という。）を置く。

2 監理員は、本市職員のうちから市長が任命する。

（稲葉荘団地の検査等）

第 3 4 条 市長は、稲葉荘団地の管理上必要があると認めるときは、監理員又は市長が指定する職員に稲葉荘団地を検査させることができる。

2 現に入居者が居住している住宅に前項の検査のため立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該入居者に通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により稲葉荘団地の検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 入居者は、正当な理由がない限り、第 1 項の規定による検査を拒み、又は妨げてはならない。

（稲葉荘団地の管理）

第 3 5 条 稲葉荘団地の管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の申請）

第 3 6 条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（指定管理者の選定）

第 3 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、稲葉荘団地の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) 稲葉荘団地の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係

る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 稲葉荘団地の管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、稲葉荘団地の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第38条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第39条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 家賃及び駐車場使用料の収納に関すること。

(2) 稲葉荘団地の維持管理に関すること。

(3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第40条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、稲葉荘団地の管理を行わなければならない。

(家賃等を免れた者に対する過料)

第41条 市長は、詐欺その他不正の行為により家賃若しくは敷金又は駐車場使用料若しくは保証金の全部又は一部の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(その額が50,000円を超えないときは、50,000円)以下の過料を科することができる。

(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、稲葉荘団地の管理について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、付則第4項から第7項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 29 年 3 月 31 日 (以下「基準日」という。) において旧住宅に入居していた者 (以下「従前入居者」という。) でこの条例の施行の際現にその入居していた旧住宅の住戸と同一の住戸に居住しているものは、当該住戸に係る入居者とみなす。
- 3 基準日において公社の承認を受けて従前入居者と同居していた者でこの条例の施行の際現に前項の規定により入居者とみなされた者 (以下「継続入居者」という。) と同居しているものは、当該継続入居者に係る同居者とみなす。

(指定管理者の選定の特例等)

- 4 第 36 条及び第 37 条の規定にかかわらず、市長は、付則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に限り、稲葉荘団地の管理について、基準日において旧稲葉荘団地の管理に係る業務を受託していた者を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定することができる。
- 5 市長は、前項の規定により選定する場合は、指定管理者の指定を受けようとする者に指定管理者指定申請書及び事業計画書その他規則で定める書類を提出させるものとする。
- 6 市長が付則第 4 項の規定により選定した者を指定管理者に指定した場合においては、第 38 条中「前条」とあるのは、「付則第 4 項」として、同条の規定を適用する。

(準備行為)

- 7 第 4 条第 1 項の規定による住宅への入居の申込み、同条第 2 項の規定による選定及びその通知、第 5 条第 1 項の規定による手続、入居承認及び同条第 3 項の規定によるその通知、第 23 条第 1 項の規定による駐車場の使用の申込み、同条第 2 項の規定による選定及びその通知、第 24 条第 1 項の規定による手続並びに使用許可及び同条第 2 項の規定によるその通知は、この条例の施行前においても行うことができる。

(説 明)

尼崎稲葉荘団地の設置及び管理について必要な事項を定めるため、
条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第40号

尼崎市営住宅等審議会条例について

尼崎市営住宅等審議会条例を次のように制定する。

平成29年2月20日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市営住宅等審議会条例

(設置)

第1条 本市が設置する市営住宅、改良住宅、コミュニティ住宅、再開
発住宅、従前居住者用住宅及び特定公共賃貸住宅並びに尼崎市立尼崎
稲葉荘団地(以下「市営住宅等」という。)の管理に関する重要な事
項を調査審議させるため、市長の附属機関として、尼崎市営住宅等審
議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が
委嘱する。

3 委員は、市営住宅等の管理に関する重要な事項の調査審議が終了し
たときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が
指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことが
できない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の
ときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第 4 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(説 明)

尼崎市営住宅等審議会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 1 号

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例

尼崎市火災予防条例（昭和 3 7 年尼崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条第 2 項中「規則」を「省令」に改める。

第 3 7 条第 2 項、第 3 8 条第 2 項、第 3 9 条第 3 項、第 4 0 条第 2 項、第 4 1 条第 2 項及び第 4 2 条第 2 項中「規則」を「省令」に改める。

第 5 8 条の 2 第 2 項中「規定により」を「規定による」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（法令等の規定に違反している防火対象物の名称等の公表等）

第 5 8 条の 3 消防長は、防火対象物（規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。）における消防用設備等（規則で定めるものに限る。）の設置の状況が法若しくは令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反している場合において、その旨を当該防火対象物を利用しようとする者に周知する必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該防火対象物の名称及び所在地その他規則で定める事項を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その旨、その理由その他規則で定める事項を当該公表に係る防火対象物の関係者（法第 1 7 条第 1 項に規定する関係者をいう。）に通知するものとする。

付 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

違反対象物に係る公表制度を実施するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 2 号

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に
関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条
例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に
関する条例の一部を改正する条例

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条
例（昭和 2 8 年尼崎市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 号中「もの」の次に「（以下「要介護者」という。）」
を加え、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 介護時間（職員がその要介護者の介護をするため 1 日の勤務時間
の一部（管理者が別に定める時間を超えない範囲内の時間に限
る。）について勤務しないことをいう。）の承認

付 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育
児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法
律（平成 2 8 年法律第 9 5 号）の施行に伴い、条例改正が必要である
ことから、本案を提出する。

その他

議案第 4 3 号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契約の目的 | 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること |
| 2 | 契約の期間 | 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで |
| 3 | 契約の金額 | 1 4 , 4 2 8 , 8 0 0 円を上限とする額 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 費用の支払方法 | 業務完了後、適法な請求を受けた日から 3 0 日以内に一括払い |
| 6 | 契約の相手方 | 神戸市東灘区御影 1 丁目 4 番 2 0 号
公認会計士 森 村 圭 志 |

(説 明)

中核市に義務付けられている包括外部監査を行う包括外部監査人との契約を締結するため、地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 の規定により、本案を提出する。

議案第 4 4 号

土地の交換について

土地を次のとおり交換するため、議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 交換の目的 尼崎東警察署移転先用地を取得するに当たり、兵庫県営浜つばめ鉄筋住宅用地を兵庫県に供するため

2 交換により取得する土地

所在地番	地目	面積 (m ²)
尼崎市潮江 5 丁目 1 0 3 番 1 0	宅地	5 , 0 0 0 . 0 0

3 交換に供する土地

所在地番	地目	面積 (m ²)
尼崎市浜 1 丁目 8 2 番 1	宅地	4 , 3 7 6 . 0 2

- 4 交換の相手方 兵庫県

(説 明)

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、本案を提出する。

議案第 4 5 号

指定管理者の指定について

尼崎市立第 2 老人福祉工場及び尼崎市立第 3 老人福祉工場の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称及び位置

(1) 尼崎市立第 2 老人福祉工場 尼崎市立花町 3 丁目 1 0 番 1 3 号

(2) 尼崎市立第 3 老人福祉工場 尼崎市久々知 2 丁目 2 8 番 2 5 号

2 指定管理者 尼崎市東難波町 5 丁目 1 9 番 5 号

公益社団法人尼崎市シルバー人材センター

理事長 中 嶋 千 萬 城

3 指定期間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

(説 明)

尼崎市立第 2 老人福祉工場及び尼崎市立第 3 老人福祉工場の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 4 6 号

指定管理者の指定について

尼崎市立あこや学園の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を
求める。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立あこや学園 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号
社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団
理事長 山 本 博 久 |
| 4 | 指定期間 | 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで |

(説 明)

尼崎市立あこや学園の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2
4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 47 号

指定管理者の指定について

尼崎市立身体障害者福祉会館の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 29 年 2 月 20 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立身体障害者福祉会館 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市稲葉荘 3 丁目 9 番 26 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市稲葉荘 3 丁目 9 番 26 号
特定非営利活動法人尼崎市身体障害者連盟福祉協会
理事長 岡 崎 正 樹 |
| 4 | 指定期間 | 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

尼崎市立身体障害者福祉会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 4 8 号

指定管理者の指定について

尼崎市立たじかの園の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を
求める。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立たじかの園 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号
社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団
理事長 山 本 博 久 |
| 4 | 指定期間 | 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで |

(説 明)

尼崎市立たじかの園の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2
4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 49 号

指定管理者の指定について

尼崎市立身体障害者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 29 年 2 月 20 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立身体障害者福祉センター |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号
社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団
理事長 山 本 博 久 |
| 4 | 指定期間 | 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

尼崎市立身体障害者福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第50号

指定管理者の指定について

尼崎市尼崎学園の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成29年2月20日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市尼崎学園 |
| 2 | 施設の位置 | 神戸市北区道場町塩田字東山岡3083番地 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市三反田町1丁目1番1号
社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団
理事長 山 本 博 久 |
| 4 | 指定期間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで |

(説 明)

尼崎市尼崎学園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第 5 1 号

指定管理者の指定について

尼崎市立青少年体育道場の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称及び位置

- (1) 尼崎市立城内青少年体育道場 尼崎市南城内 7 番地の 2
- (2) 尼崎市立立花青少年体育道場 尼崎市立花町 3 丁目 1 0 番 1 5 号
- (3) 尼崎市立園田青少年体育道場 尼崎市東園田町 8 丁目 1 1 1 番地の 8

2 指定管理者

- (1) 尼崎市立城内青少年体育道場 尼崎市西難波町 3 丁目 6 番 3 号
尼崎市剣道連盟
会長 松 本 英 清
- (2) 尼崎市立立花青少年体育道場 尼崎市栗山町 2 丁目 2 5 番 1 号
尼崎市スポーツ少年団
本部長 増 岡 貞 彦
- (3) 尼崎市立園田青少年体育道場 尼崎市栗山町 2 丁目 2 5 番 1 号
尼崎市スポーツ少年団
本部長 増 岡 貞 彦

- 3 指定期間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

(説 明)

尼崎市立青少年体育道場の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 5 2 号

尼崎市農業共済事業特別積立金の取崩しについて

尼崎市農業共済事業の農作物共済（水稲）に係る特別積立金を次のとおり取り崩すため、議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|------------------------|
| 1 | 取崩限度額 | 2 0 0 , 0 0 0 円 |
| 2 | 取崩しの理由 | 平成 2 9 年度損害防止事業を実施するため |

（ 説 明 ）

尼崎市農業共済条例第 7 5 条第 4 項の規定により、本案を提出する。

議案第 5 3 号

尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について

尼崎市農業共済事業に係る平成 2 9 年度事務費の賦課総額及び賦課単価を次のとおり決定するため、議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|---------|----------------------|
| 1 | 事務費賦課総額 | 9 9 , 0 0 0 円 |
| 2 | 事務費賦課単価 | |
| | 水稻共済割 | 1 キログラム当たり 0 . 7 7 円 |

(説 明)

尼崎市農業共済条例第 5 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

(説 明)

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、本案を提出する。

議案第 55 号

工事請負契約の変更について

港橋耐震補強（その 1）工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 29 年 2 月 20 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 港橋耐震補強（その 1）工事請負契約の変更のため |
| 2 契約の内容 | 工事場所 尼崎市中浜町地内
工事概要 橋脚耐震補強工事 |
| 3 変更後の契約金額 | 313,519,680 円 |
| 4 契約の相手方 | 尼崎市崇徳院 2 丁目 55 番地
株式会社鍵田組
代表取締役 鍵 田 智 嗣 |

（説 明）

平成 28 年 6 月 22 日に議決された港橋耐震補強（その 1）工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
土 木	橋脚耐震補強工事 施工延長 47.0 m、施工幅員 12.6 m 耐震補強工（鋼管杭、橋脚のコンクリート巻立て補強） 落橋防止対策工（緩衝チェーン設置、縁端拡幅、水平 分担構造設置）等
	今回変更内容
	進入路及び仮設構台の整備 1 式
	仮締切工及び仮設船着き場の整備 1 式

変更前契約

- 1 契約の目的 港橋耐震補強（その1）工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市中浜町地内
工事概要 橋脚耐震補強工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 232,675,200円
- 5 契約の相手方 尼崎市崇徳院2丁目55番地
株式会社鍵田組
代表取締役 鍵 田 智 嗣